

令和6年度の後期高齢者医療制度の保険料額の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料は、2年に一度、保険料額の見直しが行われます。

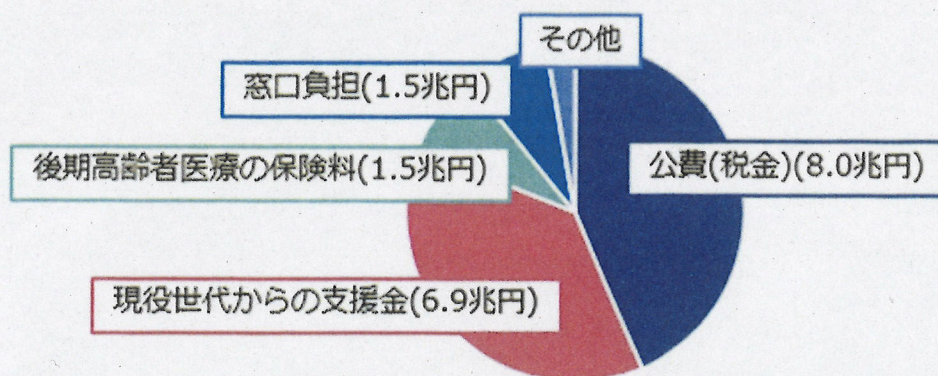
令和6年度の保険料については、

- ・ 少子高齢化による人口構成の変化や、医療費の変動による影響のほか、
- ・ 後期高齢者医療制度の見直しによって、
これまでの負担内容から変わった点があります。

1 見直しの背景

- ・ 少子高齢化が進み、75歳以上の後期高齢者は毎年増えており、高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。
- ・ 後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割は現役世代が負担する支援金でまかなわれており、高齢者医療費の増加に伴って、今後も現役世代の負担は拡大していく見通しです。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳
(総額約18.4兆円)※令和4年度予算ベース

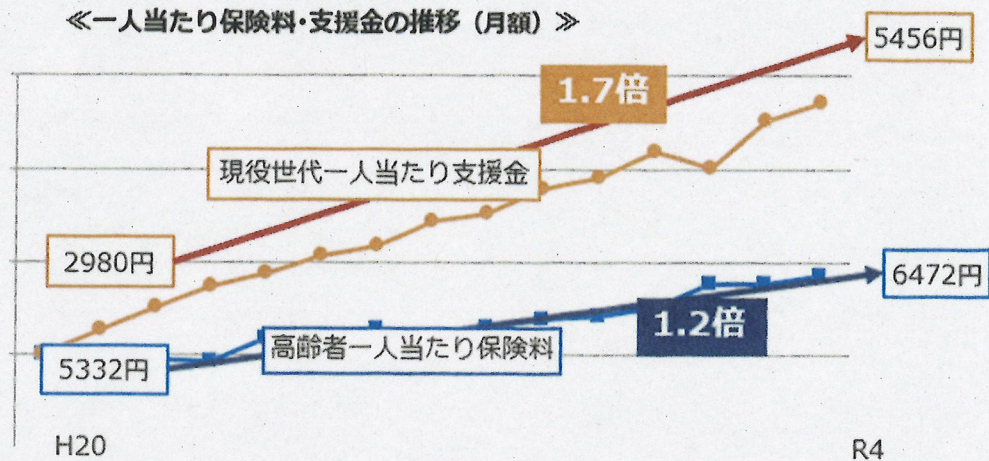


- ・ 全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。このような考えに基づき、昨年、後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和6年4月から新制度が始まります。

2 見直しの内容

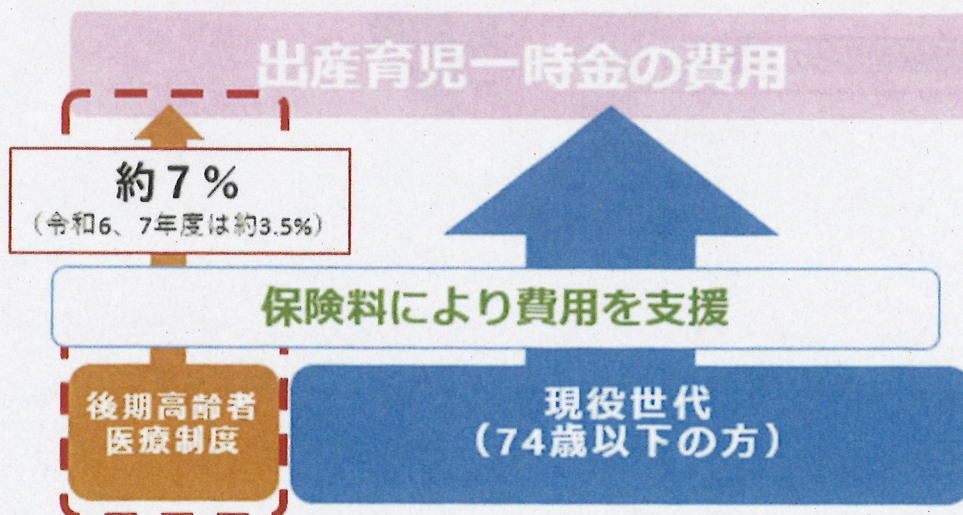
(1) 高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに合わせる見直し

- ・現役世代1人当たりの負担と後期高齢者1人あたりの負担については、少子高齢化による人口構成の変化により、**制度導入時に比べ、現役世代は1.7倍の負担、高齢者は1.2倍の負担と、現役世代の負担がより重くなっています。**
- ・そのため、令和6年度から後期高齢者1人当たりの「保険料」の伸び率を現役世代1人当たりの「後期高齢者支援金」の伸び率に合わせることにします。



(2) 出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入

- ・少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支える仕組みが始まります。**
- ・出産育児一時金に必要な費用のうち約7%を、後期高齢者の保険料の一部を使って支えることとなります。この約7%という割合は、現役世代と後期高齢者のそれぞれの制度の保険料負担の全体額をもとに決定しています。
- ・なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の約3.5%となります。

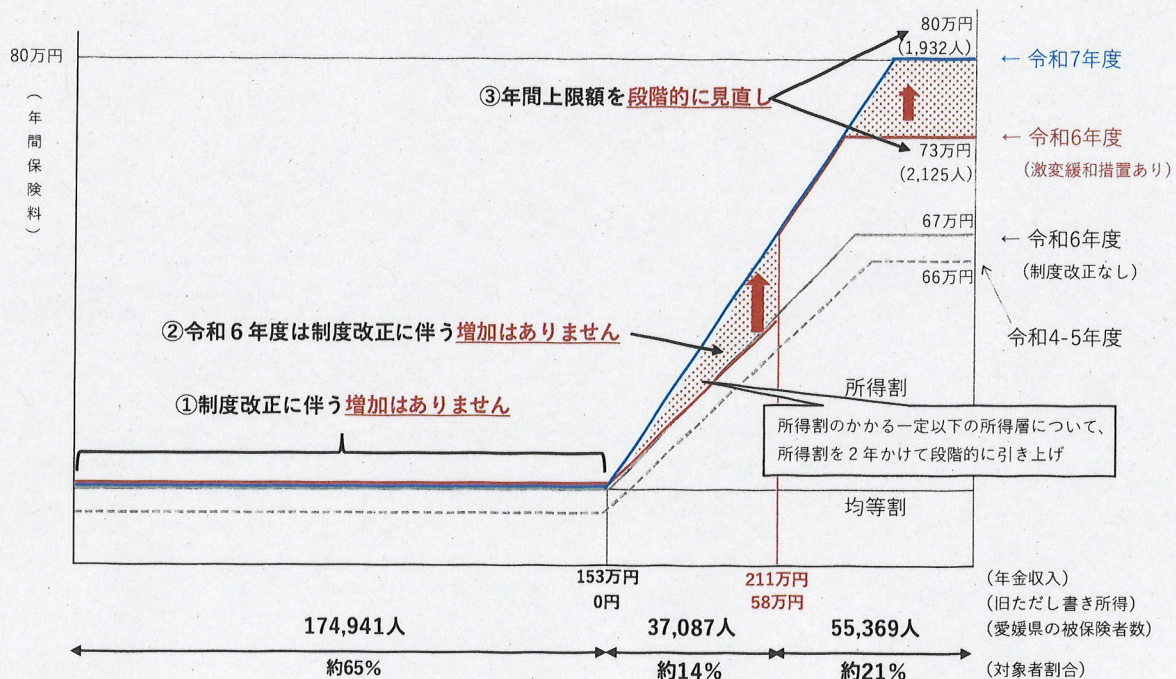


3 見直しに伴う激変緩和措置

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- (1) 収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担する約6割の方（年金収入153万円相当以下の方）については、**制度見直しに伴う増加はございません。**
- (2) 収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）は、一定以下の収入の方（年金収入153万円～211万円相当の方）を対象に、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はございません。**
- (3) 保険料負担の年間上限額（賦課限度額）は、**段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。**

※令和6年度に新たに75歳に到達する方は（3）の激変緩和措置の対象外となります。



愛媛県内の**約8割（212,028人）**の被保険者については、令和6年度は自然増に伴う増加のみで、制度改正に伴う保険料増加はありません。

収入別後期高齢者医療保険料モデルケース

① 年金収入 153 万円相当以下の方

令和 5 年度 14,740 円⇒令和 6 年度 15,570 円 (830 円増)、令和 7 年度 15,570 円 (0 円)

② 年金収入 180 万円相当の方

令和 5 年度 49,110 円⇒令和 6 年度 51,390 円 (2,280 円増)、令和 7 年度 53,390 円 (2,000 円増)

③ 年収約 1,000 万円相当の方

令和 5 年度 660,000 円⇒令和 6 年度 730,000 円 (70,000 円増)、令和 7 年度 800,000 円 (70,000 円増)

年 度	令和5年度		
均等割額	49,140円		
所得割率	9.09%		
収入額	均等割額 (円)	所得割額 (円)	年間保険料額 (月額保険料額)
収入153万円以下	14,742 ※7割軽減	0	14,740円 (1,228円)
収入180万円	24,570 ※5割軽減	24,543	49,110円 (4,093円)
収入200万円	39,312 ※2割軽減	42,723	82,030円 (6,836円)
収入400万円	49,140	208,615	257,750円 (21,479円)
収入1,100万円	49,140	783,103	660,000円 (55,000円)



令和6年度			
51,930円			
旧ただし書き所得58万円以下		9.42%	
旧ただし書き所得58万円超		10.16%	
均等割額 (円)	所得割額 (円)	年間保険料額 (月額保険料額)	R5年度との比較 上段:年額 中段:(月額) 下段:制度改正の影響
15,579 ※7割軽減	0	15,570円 (1,298円)	+830円 (+70円) 影響なし
25,965 ※5割軽減	25,434	51,390円 (4,283円)	+2,280円 (+190円) 影響なし
41,544 ※2割軽減	44,274	85,810円 (7,151円)	+3,780円 (+315円) 影響なし
51,930	233,172	285,100円 (23,758円)	+27,350円 (+2,279円) +16,980円
51,930	875,284	730,000円 (60,833円)	+70,000円 (+5,833円) +60,000円



令和7年度			
51,930円			
		10.16%	
均等割額 (円)	所得割額 (円)	年間保険料額 (月額保険料額)	R6年度との比較 上段:年額 中段:(月額) 下段:制度改正の影響
15,579 ※7割軽減	0	15,570円 (1,298円)	+0円 (+0円) 影響なし
25,965 ※5割軽減	27,432	53,390円 (4,449円)	+2,000円 (+167円) +1,990円
41,544 ※2割軽減	47,752	89,290円 (7,441円)	+3,480円 (+290円) +3,478円
51,930	233,172	285,100円 (23,758円)	+0円 (+0円) +0円
51,930	875,284	800,000円 (66,667円)	+70,000円 (+5,833円) +70,000円

※モデルケースは単身世帯の場合として計算
※収入は年金収入のみの場合

青字は制度改正による影響額